

ヤングケアラー相談窓口の設置について

本来大人が担うべき家族の世話や介護等を日常的に行い、学校生活や勉強に支障をきたすなど、子どもの権利が侵害される「ヤングケアラー」への関心が近年高まっています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※こども家庭庁ホームページより引用

家事や家族の世話などの負担が大きい相談先が分からないため、ひとりで悩んでいる子どももいると思われます。

また、「ヤングケアラーかな？」と気になる子どもがいるが、相談先が分からない大人もいると思われます。

そのため、下記のとおり相談窓口を設置し、関係機関と連携して子どもの心身の負担軽減を図る体制を整備しました。

記

1. 名 称 出雲市ヤングケアラー相談窓口
2. 設 置 日 令和5年(2023)7月3日(月)
3. 設置場所 子ども未来部 子ども政策課 子ども家庭相談室内
4. 開設時間 平日 8:30~17:15
5. 相談方法 来所・電話(0853-21-6604)・メール(soudan@city.izumo.shimane.jp)
6. 相談体制 子ども家庭相談室8人(保健師2、事務職員2、会計年度任用職員4)
7. 主な対象者(1)当事者〔概ね18歳未満の子どもとその家族〕
(2)関係者〔地域の方(民生委員児童委員等) 保健・福祉・医療関係者、学校等〕
8. 役 割 ヤングケアラーに関する相談を受け、家庭の抱える事情にあわせて、関係機関と共に必要な支援を行う
9. 問 合 先 子ども家庭相談室 担当 今若、石橋、江角
【電話0853-21-6604(直通)、内線2831】

家族のケアやお手伝いをするのは、とっても立派なことです。

でもそれによって学校生活に影響が出ていたり、
こころやからだに不調が出ていたりしませんか？

障がいや病気のある家族
の代わりに買物・料理・
洗濯などの家事をして
いる。



家族にかあって、幼い
きょうだいの世話を
している。



障がいや体や心の病気の
ある家族の身の回りの
世話をしている。



ヤングケアラーって？

本来、大人が担うべき家事や家族の世話を
日常的に行っている子どものこと。

日本語が分からない家族
や障がいのある家族の
ために通訳をしている。



アルコール・薬物・ギャ
ンブル問題を抱える家族
に対応している。



目の離せない家族の見守
りや声掛けなどの気づか
いをしている。



出雲市 ヤングケアラー 相談窓口



ASSISTÊNCIA AOS JOVENS
CUIDADORES BALCÃO DE
CONSULTAS

YOUNG CARERS' ADVICE
영 케어러 상담 창구
少年护工咨询窗口

あたりまえだと思って
いたけど、こころや
体がしんどい。



出雲市役所 子ども政策課

子ども家庭相談室

平日のみ 8:30 ~ 17:15



電話：0853-21-6604

メール:soudan@city.izumo.shimane.jp

ひとりで悩まず、ご相談ください。

相談内容に応じた支援の情報提供や相談、関係機関との調整、サポートを行います。

あの子、ちょっと大変
なんじゃないかな。
何かできないかな。



その他の相談先や
交流会等の情報はこちら



こども家庭庁HP ヤングケアラーサロンネットワークHP